

改正派遣法に基づくマージン率等の公開について

情報提供を下記の通り公開いたします。

- | | |
|--|----------|
| 1. 派遣労働者の数
(令和3年6月1日付け) | 3人 |
| 2. 派遣先の数
(令和2年度実数) | 2社 |
| 3. 派遣料金の平均額(1日あたり)
(令和2年4月1日～令和3年3月31日) | 27, 250円 |
| 4. 派遣労働者の賃金の平均額(1日あたり)
(令和2年4月1日～令和3年3月31日) | 19, 000円 |
| 5. マージン率
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
このマージン率は、以下の計算式で算出します。 | 30.3 % |

$$\text{マージン率} = \frac{\text{3. 派遣料金の平均額} - \text{4. 派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{3. 派遣料金の平均額}} \times 100$$

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用、オフィス賃貸料、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

- | | |
|---------------|--|
| 6. 教育訓練に関する事項 | <ul style="list-style-type: none">・新規採用者訓練 (OFF-JT)・CAD研修、製図、設計訓練 (OJT)・リーダー心構え (OJT・OFF-JT)・段階別研修 (OJT・OFF-JT) <p>※実施方法(有給)
※対象者の費用負担(無)
※実施主体(派遣元事業主)</p> <p>キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
実務責任者: 代表取締役 山下勝吾
TEL: 06-6353-8235</p> |
| 7. 福利厚生に関する事項 | <ul style="list-style-type: none">・各種社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)・年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度・通勤手当支給 |
| 8. 労使協定締結の有無 | <ul style="list-style-type: none">・労使協定を締結している・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
(派遣先に就業させる全ての派遣労働者)・労使協定の有効期間の終期(令和4年3月31日) |

有限会社山下設計事務所
許可番号 派27-308371